

令和 2 年 第 11 回 農業委員会総会

日 時 令和 2 年 11 月 25 日 (水) 午後 3 時

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

農業委員

会長 国吉 真昭	代理 大本 秀子	1 番 大城 真由美	2 番 山城 学
3 番 久保田 政子	4 番 百次 成仁	5 番 杉本 雄靖	6 番 山城 弘美
7 番 長嶺 安浩	8 番 宮里 良淳	9 番 玉城 正智	10 番 金城 義幸

農地利用最適化推進委員

1 番 長嶺 栄	2 番 金城 正弘	3 番 長嶺 淳二	4 番 大城 久
5 番 賀数 宏	6 番 伊敷 幸隆	7 番 幸地 豊	8 番 我謝 久男
9 番 伊礼 幸清	10 番 新垣 芳隆	11 番 山城 隆次	12 番 山城 満
13 番 志茂 政安	14 番 安谷屋健治		

【欠席委員】

【職務のために出席した職員】

大城 勝雄 金城 伊作 赤嶺 貢

【議事録署名人】

3 番農業委員 久保田 政子 4 番農業委員 百次 成仁

【議事日程】

日程第 1 議案第 56 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 2 議案第 57 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 58 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 59 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について
日程第 5 議案第 60 号 非農地証明願いについて

令和2年 第11回 総会 議事録

事務局	これより令和2年第11回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。 それでは会長よろしくお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 それでは令和2年第11回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は3番農業委員の久保田政子さん、4番農業委員百次成仁さんでお願いします。次回調査委員は、5番農業委員の杉本雄靖さん、6番農業員の山城弘美さん、3番推進委員の長嶺淳二さんでお願いします。 【議事日程】 日程第1 議案第56号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（16件） 日程第2 議案第57号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（1件） 日程第3 議案第58号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（5件） 日程第4 議案第59号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について（12件） 日程第5 議案第60号 非農地証明願いについて（1件） 【議題の審議】 それでは審議に入ります。議案56号農地法第3条第1項の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局	それでは2ページをお開き下さい。関係人が居ますので4番から始めます4番は与座の1筆で売買による所有権移転であります。以上です。
会長	疑問質問があればよろしくお願いします。 無ければ只今の案件可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	4番は可とします。続いて事務局お願いします。

事務局	1 番は座波の 2 筆で 5 年間の使用貸借権の設定であります。2 番は座波の 3 筆で贈与による所有権移転であります。3 番は与座の 1 筆で売買による所有権移転であります。5 番は伊原の 4 筆で 10 年間の使用貸借権の設定であります。6 番は阿波根の 1 筆で売買による所有権の移転であります。7 番は伊原の 2 筆で売買による所有権移転であります。8 番は真壁の 2 筆で贈与による所有権移転であります。9 番は国吉の 4 筆で売買による所有権移転であります。10 番は国吉の 2 筆で 3 年間の使用貸借権の設定であります。11 番は国吉の 1 筆と真栄里の 1 筆で 3 年間の使用貸借権の設定であります。12 番は与座の 1 筆で 5 年間の使用貸借権の設定であります。13 番は座波の 1 筆で売買による所有権移転であります。14 番も座波の 1 筆で 5 年間の賃借権の設定であります。15 番は座波の 1 筆と豊原の 7 筆と与座の 1 筆で合計 9 筆で贈与による所有権移転であります。16 番は与座の 1 筆で贈与による所有権移転であります。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは委員のみなさんのご意見ご質問をよろしくお願いします。
会長	質問なければ、只今の案件可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは議案 56 号は可とします。次に議案 57 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局説明願います。
事務局	それでは、7 ページをお開き下さい。1 番は山城の 1 筆で第 1 種農地で一般住宅及び倉庫への転用で、5 条とも関連しております。以上です
会長	現地調査員の報告をお願いします。
委員	現地を調査しましたので報告します。申請地は第 1 種農地で原則不許可であります、例外として集落接続に該当するため住宅及び倉庫への転用は問題ないもの判断しました。
会長	只今の件で疑問質問があればお願いします。 質問が無ければ只今の件について可としてよろしいでしょうか。

委員	異議なし。
会長	異議なしを認め議案 57 号は可とします。次に議案第 58 号農地法第 5 条について事務局説明願います。
事務局	それでは 11 ページをお開き下さい。1 番は先程終えましたので 2 番は北波平の 1 筆で第 1 種農地で一般住宅を予定しており使用貸借権の設定であります。3 番は摩文仁の 2 筆で農用地で営農型太陽光発電施設を予定しており使用貸借権の設定であります。4 番は摩文仁の 3 筆で第 1 種農地で資材置場と駐車場を予定しており売買による所有権移転であります。5 番は武富の 1 筆で第 1 種農地でコンテナ置場兼駐車場を予定しており売買による所有権移転であります。以上です。
会長	現地調査員の報告をお願いします。
委員	現地報告をします。1 番は先程終えたので、2 番から申請地は 1 種農地であり原則不許可であります。不許可の例外集落接続に該当するため一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。3 番申請地は農振装用地であります。営農型太陽光発電施設への転用であるため問題ないものと判断しました。4 番申請地は第 1 種農地で原則不許可であります。不許可の例外の集落接続に該当するため資材置場兼駐車場への転用は問題ないものと判断しました。5 番は第 1 種農地であり原則不許可であります。例外の集落接続に該当するためコンテナ置場兼駐車場への転用は問題ないものと判断しました。
会長	ありがとうございます。只今の案件について、疑問質問等があればよろしく願います。 質問等ありませんか？質問なければ只今の案件可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、議案第 58 号は可とします。次に議案第 59 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について、事務局説明願います。

	それでは、24 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化法利用権設定について 2-295～2-322 までを読み上げて説明。
会長	只今の案件について、疑問質問等をお願いします。 質問等がなければ可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	議案 59 号は可とします。次に議案第 60 号非農地証明について事務局説明をお願いします。
事務局	名城の 1 筆の申請があります。申請地は土下 20 c m から岩盤と大きな石と砂利が混じった農地であります。そのためトラクターなどで耕す試みをしましたが、機械が壊れる始末で、農地としては不適と判断し、今回の申請にいたりました。以上です。
会長	現場調査員の報告をお願いします。
委員	先程説明がありましたが、また、名城区長及び JA 糸満支店花卉指導員から、農地として利用するのは厳しいとの意見書が提出されております。
会長	疑問質問があればお願いします。 無ければ可としてよいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	議案 60 号は可とします。 以上で本日の総会を終了いたします。
	議事録署名人 3 農業委員 久保田 政子 4 農業委員 前次 成仁